



農協脱退く出資金はどくなる?

今回から、農業経営者の方々の回りで現実には起きたさまざまな問題をテーマに取り上げ、応答形式で解説しながら紹介していくコーナーを設けました。問題に關しては農業関係の法律に詳しいジャーナリストに解説をお願いしました。解決への参考にして下さい。さて今回の問題は?

■問題の経緯

某県の野菜産地で、規模の大きい専業農家五人が農協を集団脱退する出来事が起きた。農協の経営方針と真つ向から対立したのが原因だった。脱退した農家はグループで農業生産法人と有限会社を設立。野菜の生産と販売に乗り出した。会社の設立などで資金が必要となり、農協に出資金の返還を求めたが、額面で返還か、あるいは農協の資産に対する持ち分評価なのかで、農協との間で意見が分かれるという問題が起きた。

Q…この場合、どくなるのでしょうか？

A…出資金はどれぐらいありますか。

Q…出資金に対する配当は現金では支払われず、毎年、増資という形で出資金に組み込まれていましたから、出資金は年々増えて、農協を脱退する時には一人平均五〇〇万円ほどになっていますね。

A…農協の経営はどうでしたか。

Q…ここ数年は順調でしたよ。利益の一部は内部留保に回し、生産出荷施設にも投資を重ねてきました。信用事業でも焦げ付きなどの問題はありませんでした。

A…出資金に対する評価はどれぐらいでしたか。

Q…準備金や積立金を合わせると、出資一口当たりの財産額は、出資の額面の少なくとも二〇倍に達することは確かです。ですから出資金の返還は、額面ではなく資産評価で払い戻して欲しいというのが私たちの希望です。

A…農協法第二三条で、出資組合の組合の持ち分の払い戻しと、その持ち分の評

価を定めています。しかしながら持ち分の評価については農協の定款に委ねる旨の規定があります。農協の定款にはどのように規定されておりましたか。

Q…分かりません。

A…その時は全中が作成した農協の模範定款を参考にします。その一六条には、農協を脱退した組合員に対し払い戻す際の計算方法は同二七条の規定に従うとあります。

Q…具体的にはどうなっていますか。

A…払い込み出資金（出資金に対する組み入れ額を含む）および再評価積立金の額を出資口数で割った金額が出資一口当たりの持ち分額となります。再評価積立金は、現在においてほとんど出資に組み入れられている関係上、また出資への組み入れに伴う出資の増加額に対しても、出資証券が発行される場合が多いので、ほとんどの場合、払い戻される持ち分額はほぼ額面額となります。

Q…出資の払い込み額ということになり

ますか。

A…払い込み出資額以外の財産、準備金、引当金あるいはその他の価値増加額が、払い戻しに反映されるのは、農協の解散の場合に限られます。今回のように、通常の脱退の場合には、額面による払い戻しということになりますね。

Q…隣の農協では、合併に反対する農家の間で農協脱退する動きがあります。この場合にも通常の脱退のケースと同じでしょうか。

A…今回の農協法の改正や模範定款の改正においては、多くの部分で商法の規定の準用が行われますが、今回のケースでは商法四〇八条の三で反対株主による株式の買い取り請求ならびにその場合の公正な価額によるべきことを規定しています。農協合併のように解散に準じて考えるべき重大な組織の変革の場合においては、解散に準じてその他の財産についても、持ち分の払い戻しの計算に織り込むことも、今後の検討課題となりますね。

より詳しくは、専門の弁護士などにご相談ください。

Q…ありがとうございます。

(文責：編集部)

相談者募集のお知らせ

編集部では皆様からの質問のお手紙を募集いたしております。誌面上は氏名を掲載することはありませんので安心してご応募ください。ただし、編集部より詳細について質問をさせていただくことがありますので、氏名、住所、電話番号は必ずご明記ください。

応募先：
〒169 東京都新宿区高田馬場4-30-19 マキオビル
(株)農業技術通信社「農業経営者」編集部宛